

## 大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

## 年末・年始の業務に関するご案内

年末・年始の大阪弁護士会の各種業務の体制は、次のとおりとなっておりますのでご案内いたします。

業務内容	年末・年始の休業期間										
弁護士会館	12月29日(木)～1月4日(水) * 12月28日(水)は、午後5時で閉館となります。										
法律相談	12月29日(木)～1月4日(水) * 12月28日(水)は、夜間相談は実施しません。 ◆ 総合法律相談センターの会館、なんば、堺、岸和田、谷町、南河内の相談センターとも、年末年始は上記期間休業しておりますが、ホームページ上では、1月5日からの相談予約を受付けておりますので、ご利用ください。 (☎ 06-6364-1248/休業期間中はつながりません)										
市民窓口	12月28日(水)～1月9日(月) * 12月27日(火)は、午後2時予約分で終了します。 年始は、1月10日(火)午前10時予約分から実施します。 なお、面談相談の予約は、1月5日(木)から開始します。 予約受付時間:平日(月～金)午前9時～午後5時まで (☎ 06-6364-0257)										
各種電話相談	年末年始の休業期間にあたる、次の日程の電話相談は実施いたしません。 <table border="1" data-bbox="491 1541 1347 1794"> <tbody> <tr> <td>(高齢者・障害者)</td> <td>12月30日 / 1月3日、4日</td> </tr> <tr> <td>(遺言・相続)</td> <td>12月28～30日 / 1月2～4日</td> </tr> <tr> <td>(公益通報サポートセンター)</td> <td>1月2日、9日</td> </tr> <tr> <td>(犯罪被害者弁護ライン)</td> <td>1月3日</td> </tr> <tr> <td>(子どもの人権110番)</td> <td>12月28日 / 1月4日</td> </tr> </tbody> </table> ・年末年始の休業期間の前後で、電話相談を行わない日程もあわせて掲載しています。	(高齢者・障害者)	12月30日 / 1月3日、4日	(遺言・相続)	12月28～30日 / 1月2～4日	(公益通報サポートセンター)	1月2日、9日	(犯罪被害者弁護ライン)	1月3日	(子どもの人権110番)	12月28日 / 1月4日
(高齢者・障害者)	12月30日 / 1月3日、4日										
(遺言・相続)	12月28～30日 / 1月2～4日										
(公益通報サポートセンター)	1月2日、9日										
(犯罪被害者弁護ライン)	1月3日										
(子どもの人権110番)	12月28日 / 1月4日										
レストラン (洋食レストランEN)	12月29日(木)～1月5日(木) * 12月28日(水)は、午後2時までの営業となります。										
地下駐車場	12月28日(水)～1月4日(水)										